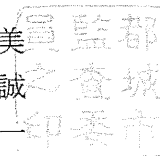


都監告示第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和8年8月20日

都城市監査委員 新井 克美
都城市監査委員 上之園 誠
都城市監査委員 音堅 良一



都 監 第 [REDACTED] 号
令和8年8月18日

請求人 [REDACTED] 様

都城市監査委員	新井 克美	
都城市監査委員	上之園 誠	
都城市監査委員	音堅 良一	

都城市職員措置請求について（通知）

令和8年6月25日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第 1 請求の受付

1 請求の内容

請求人から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 6 月 25 日付けをもって、別紙 1（事実証明書は添付省略）のとおり措置請求（以下「本件措置請求」という。）があった。

本件措置請求は、都城市移住応援給付金交付要綱（令和 5 年 3 月 22 日制定。以下「本件要綱」という。）に基づき交付された都城市移住応援給付金（以下「本件給付金」という。）に関し、次に掲げる各請求について、必要な措置を求めるものである。

本件請求① 本件給付金の返還請求に係る未返還額についての財務会計上の損害

本件請求② 本件給付金の返還請求の妥当性（生存権を脅かす処分等）

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和 8 年 6 月 25 日付けでこれを受理した。

監査対象部局は、総合政策部人口対策課（移住・定住推進室を含む。以下「人口対策課」という。）とした。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し新たな証拠の提出及び陳述の機会を与え、令和 8 年 7 月 22 日、請求人から陳述の聴取を行った。

陳述に際し、請求人から別紙 2（証拠は添付省略）の追加資料の提出があった。

2 関係課に対する調査

本件措置請求については、監査委員の職権をもって、人口対策課に対し、本件給付金の交付、徴収の措置（返還請求及び収納の状況、督促、催告等）の状況及び債権の管理に関する処理の状況について、関係書類の提出を求めるなどの方法により、調査を行った。

3 監査対象事項

(1) 住民監査請求について

自治法第 242 条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実がある場合に、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、是正、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

したがって、監査の対象は、財務会計上の行為又は怠る事実であって、これにより市に損害が生じ、又は生ずるおそれのあるものに限られる。

そして、この監査の対象は、監査委員がその存否及び内容を判断し得る程度に、他の事項から区別して特定認識することができるよう、個別的、具体的に摘示されなければならない（最高裁判所平成 2 年 6 月 5 日第三小法廷判決（平成元年（行ツ）第 68 号）参照）。

(2) 本件請求①について

本件請求①は、本件給付金の返還を求める債権（以下「本件返還金債権」という。）について、市がその徴収を怠り、これにより未返還の金額に相当する損害が生じているとするものである。

公金の徴収又は財産の管理を怠る事実は、自治法第 242 条第 1 項に規定する監査の対象であり、本件においては、令和 5 年度以降の返還請求に係る未収債権として特定することができる。

また、自治法第 242 条第 2 項に規定する期間制限は、財務会計上の「行為」について定められたものであるところ、本件返還金債権は、本件要綱に定める返還の要件に該当する事由が生じたことにより発生するものであり、先行する行為が違法であることを前提として発生するものではないから、同項の制限は及ばない（最高裁判所平成 14 年 7 月 2 日第三小法廷判決（平成 10 年（行ヒ）第 51 号）参照）。

よって、本件返還金債権について、市長その他の職員が違法又は不当にその徴収を怠る事実があるか否か、及びこれにより市に損害が生じているか否かを監査対象事項とした。

(3) 本件請求②について

本件請求②は、本件給付金の返還請求について、負担付贈与であることが移住者に周知されていないこと、移住者との対話及び課内の協議を経ない一方的なものであること、行政不服申立てによることができないこと、移住者の生存権を脅かし、又は強制労働に類する状態を生じさせることなどを理由として、その妥当性を問うものであるようである。本件要綱第 13 条ただし書の規定につ

いて、その後の要綱改正において「病気」の文言が削除されたこと等本件要綱の内容の当否に関する主張及び無料職業紹介事業に関する主張も、これに付随して述べられたものと認められる。

しかし、本件給付金の返還請求は、市の有する債権を行使して公金の回収を図る行為であって、市の財産を減少させるものではないから、これにより、市に損害が生じ、又は生ずるおそれがあるということとはできない。

また、要綱（制定及び改正）は、行政内部における事務処理を統一行的に行うために、一般的な準則を明らかにするものであって、それ自体が特定の財務会計上の行為に当たらない。移住定住サポートセンターの事業における職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）上の位置付け及びこれに関する市の回答内容の当否についても、財務会計上の行為又は怠る事実の適否に関するものではない。将来の紛争及び損害の可能性に関する主張も、いかなる行為又は怠る事実によりいかなる損害が生ずるのかを個別的、具体的に摘示しているものではない。

そして、請求人は、請求人自身が受けた返還請求に係る事務処理の当否についても主張するが、住民監査請求は、市の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護するための制度であって、請求人その他の個人の権利利益の救済を直接の目的とするものではない。

よって、本件請求②は、自治法第 242 条第 1 項に規定する要件を欠き、不適法であるので、合議により、その当否については判断しないこととした。

第 3 監査の結果等

1 事実関係の確認等

請求人の陳述、請求人が提出した事実証明書及び資料並びに前記第 2 の 2 の調査の結果、次の事実関係を認定した。

(1) 本件給付金について

本件給付金は、本件要綱に基づき交付される金銭である。その目的は、移住・定住の促進及び地域の人材不足の解消に資するため、予算の範囲内において金銭を交付することにある（本件要綱第 1 条）。

(2) 交付から返還請求に至る手続

ア 交付の申請及び決定

申請者は、「本市に転入を届け出た日の翌日から起算して 3 月以上、本市に転入した日の翌日から起算して 1 年以内の間に」、交付申請書に本人確認書類、住民票除票、就業証明書等を添えて市長に提出する（本件要綱第 6

条)。市長は、その内容を審査し、交付が相当と認めるときは交付決定通知書により通知し（同要綱第7条）、申請日から起算して3月以内に本件給付金を交付する（同要綱第8条）。

本件給付金の交付申請に当たっては、市長は、申請者から「都城市移住応援給付金の交付申請に関する誓約及び同意書」の提出を求めている。この書面には、本件要綱及び都城市補助金等交付規則の遵守、報告及び立入調査への協力並びに転出、辞職等の場合における本件給付金の返還について誓約する旨が記載されている（別紙3のとおり）。また、交付決定通知書にも、同旨の交付条件が付されている（別紙4のとおり）。

イ 返還の要件

支援対象者（本件給付金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、本件要綱第4条に定める要件に該当しなくなったとき又は同要綱第13条に定める返還要件に該当するときには、速やかに変更等報告書を市長に提出しなければならない（本件要綱第11条）、市長は、必要があると認めるときには、支援対象者に対して報告を求め、立入調査を行うものとされている（同要綱第12条）。

市長は、返還要件に該当すると認めるときには、返還請求書により、本件給付金の全額又は一部の返還を請求するものとされている（本件要綱第13条本文）。

令和5年度に転入した支援対象者に係る全額の返還要件は、①虚偽の申請等をした場合（本件要綱第13条第1号ア）、②申請日から3年未満の間に本市から転出した場合（同号イ）、③申請日から1年以内の間に本件要綱第4条第1項第1号の要件を満たす職を辞した場合（同号ウ）、④本件要綱に基づく交付決定を取り消された場合（別紙3誓約事項6、別紙4交付条件(7)）である。

また、申請日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合には半額の返還、転出の時期に応じて中山間地域等の加算額に係る返還が定められている（本件要綱第13条第2号から第4号まで）。

ただし、雇用企業又は就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合には、この限りでないとされている（本件要綱第13条ただし書）。

ウ 返還請求後の債権の管理

本件返還金債権は、本件要綱に基づく返還特約付贈与に係る返還請求権であって、私法上の債権であると解される。

債権の管理については、自治法第240条第2項が、市長は、市の債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない旨を定め、これを受けて、

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 171 条から第 171 条の 7 までに、督促、強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止、履行延期の特約等及び免除に関する措置を規定している。

これらの法令に基づいて、本市においては、都城市債権管理条例（平成 28 年条例第 44 号。以下「債権管理条例」という。）を制定し、市の債権の管理に関する事務の処理について一般的基準を定めている。

(3) 返還請求及び収納の状況

令和 5 年度の制度開始以降令和 7 年度末までにおける本件給付金の交付の件数及び金額は、令和 5 年度が 439 件・11 億 6,100 万円、令和 6 年度が 1,181 件・32 億 2,880 万円、令和 7 年度が 582 件・9 億 6,220 万円である。

そして、この間の返還請求及び収納の状況は、次表のとおりである。

ア 返還請求の件数及び額並びに収納の状況（令和 7 年度末）

請求年度	件数	返還請求額（円）	収納済額（円）	未収額（円）
令和 5 年度	2	2,000,000	0	2,000,000
令和 6 年度	17	41,610,000	1,520,000	40,090,000
令和 7 年度	96	212,800,000	57,250,000	155,550,000
計	115	256,410,000	58,770,000	197,640,000

イ 督促、催告その他の徴収の措置

人口対策課においては、本件要綱第 13 条本文の規定に基づく返還請求を行う場合には、返還請求書を送付している。そして、人口対策課においては、指定期日までに納付がない債務者（本件給付金の返還義務者をいう。以下同じ。）に対しては、債権管理条例等に基づき、督促を行い、その後も納付がない場合には、催告、納付相談、分割納付の承認等の措置を講じている。

それでもなお納付がない債権（本件給付金返還請求権）については、人口対策課は、納税管理課との事前協議を経て、都城市債権徴収事務執行依頼取扱要領（令和 5 年告示第 366 号）に基づき、納税管理課に徴収事務の執行を依頼し、必要に応じて債務名義の取得等の手続を行っている。

なお、本件給付金の返還が遅延した場合には、遅延損害金を併せて請求している（債権管理条例第 8 条）。

ウ 消滅時効及び不納欠損

本件返還金債権について、消滅時効の完成を理由として徴収を終了した事例及び不納欠損の処理を行った事例は、いずれも存在しない。

2 監査委員の判断

財産の管理又は公金の徴収を怠る事実があるというためには、徴収すべき債権について、督促その他必要な徴収の措置を執らず、これを放置していることを要する。また、損害の補填のための措置を求めるためには、当該怠る事実により市に損害が生じ、又は生ずるおそれがあることを要する。そこで、以下、この2点について判断する。

(1) 徴収を怠る事実の有無

未収に係る本件返還金債権については、上記1の(3)のとおり、指定期日を経過したものに対しては督促が行われ、その後も複数回の催告が行われている事実が認められる。そして、本件返還金債権全額の一括納付が困難な債務者に対しては納付相談に応じて分割納付を認め、なお納付がない本件返還金債権については納税管理課に法的手続による徴収事務の執行を依頼している事実が認められる。

これらの事実は、自治法第240条第2項、自治令第171条から第171条の7まで及び債権管理条例並びに都城市債権徴収事務執行依頼取扱要領に定める手続に沿った処理であると認められ、督促若しくは催告を欠き、又は法的手続を執らないまま本件返還金債権の徴収手続を放置しているという事実は認められない。

したがって、市長その他の職員が、本件返還金債権の徴収を違法又は不当に怠る事実があるとは認められない。

(2) 市の損害の有無

本件返還金債権が未収であることは、市が当該債権を有し、その徴収の過程にあることを意味するにとどまり、債権の未収それ自体が市の財産の減少を意味するものではない。徴収を怠る事実により市に損害が生ずるのは、徴収手続の放置により債権の消滅時効完成、債権の放棄その他の事由によって債権が消滅した場合又は回収が不能となった場合であるところ、上記1の(3)のウのとおり、本件返還金債権について時効の完成による徴収の終了及び不納欠損の処理は、いずれも行われておらず、当該債権は現に存続し、なお収納が可能な状態にある。

したがって、請求人が主張する「未返還額についての財務会計上の損害」が市に生じているとは認められない。

(3) 結論

以上のとおり、本件請求①に係る部分は、請求人の主張に理由がないため、これを棄却し、本件請求②に係る部分は、自治法第242条第1項の要件を欠き不適法であるため、これを却下する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

移住・定住の促進を目的とする本件給付金の制度は、本市独自の制度であり、社会の耳目を集めた。この制度によって、短期間に多数の移住者を迎え入れる成果を挙げてきた。他方、本件給付金の交付件数の増加に伴い、本件返還金債権の件数及び金額も、年々増加している。

また、本件給付金の金額は極めて高額であることから、その返還を求められることが返還義務者の生活に及ぼす影響は小さくない。本件給付金は、一定の事由が発生した場合には返還義務が生ずることが、本件要綱において明らかにされている上、誓約及び同意書並びに交付決定書において「条件」として明記されており、あらかじめ申請者の同意を得た上で交付されるものである。しかし、本件給付金の受給者の多くは、都城市に将来を託し、家族とともに、友人・知人のいない未知の地を新たな生活の拠点とする者であることから、本件給付金を返還する事由が発生すると、直ちにその生活に重大な影響が及ぶことが想定される。

市長は、本件給付金制度の運用に当たっては、移住希望者に対して、都城市民の一員として末永く定住することができるよう、この制度の趣旨・目的を明確にし、分かりやすく情報を発信して、移住者との信頼関係を確保することが求められる。

そして、本件給付金の返還を請求する事態に至った場合には、その返還を求める理由及び根拠法令等を明示するとともに、債権管理に関する法令等に基づき、債務者の実情に応じた対応に努められたい。

様式 1

都城市職員措置請求書



1 請求の要旨

池田都城市長及び都城市移住定住サポートセンター(人口対策課)職員に対して行う請求

- ① 都城市移住支援制度における移住支援金未返還額についての財務会計上の損害
- ② 都城市移住支援制度における移住支援金返還請求の妥当性(生存権を脅かす処分等)

都城市の独自移住支援策により本市に移住をした人数は 2022 年度～2023 年度の累計で 4,125 人とされている(都城市 HP 参照)。2023 年度は過去最多の 3,710 人(1,663 世帯)。

全国最大規模の 500 万円という移住支援金の給付を掲げ、即効性のある人口増に向けた大胆な施策がこのような短期間での人口増を実現させた一方で、想定を大幅に上回る移住者の殺到により、市及び当該部門のマnpワ-を超えた業務過多と移住応援給付金交付要綱の不備等により、完全な機能不全に陥っていたと考えられる。

上記①として 2026 年 1 月末時点での移住支援金の返還請求(2023 年度からの累計)は 115 件、返還請求額は 2 億 7,800 万円に上るとされている。その一番の理由が 1 年以内の離職、次いで 3 年以内の転出等が多くを占めるとされており、現在も未徴収となっている金額が約 1 億 5,000 万円弱と言われている(独自調べ)中で、何故、このように一年以内に離職された方が多いのかという点で、上記②についても検証と必要な措置を提起するものである。

都城市移住支援制度は都城市独自の制度であり、移住者には全く周知されていなかった「負担付き贈与契約」という内容であった中で、今回の移住支援給付金の全額返還請求行為は市の独自政策という形態を利用し、移住者側は国や県に行政不服申し立てが行えない(行政不服審査法に該当しない)状態から強引に移住者に全額返還請求を行っていると思われる。

また本来、この「負担付き贈与契約」は、移住者が一部でも義務や負担を実行していた事実があった時点で、都城市側は一方的に契約破棄を行う事は出来ず、双方合意の基に解除を行って然るべきだが、移住者との対話がしっかりと行われていなく、人口対策課内でも移住者側の実情や経緯、理由等が当該部門で協議されることなく、当該職員から全額返還請求を求められるケースが多発していると想定される。都城市移住応援給付金交付要綱という規約が遵守されて然るべきだが、現実にはこの行政行為が的確に行われていないと考えられ、またこの交付要綱の内容にも問題があり、これらが重なり、上記①及び②の問題を大きくし、損害額の拡大を助長している可能性が高い。よってこの不当な行為、職員及び市長の誠実とは到底感じられない行政行為に対する監査請求である。

令和 6 年度都城市移住応援給付金交付要綱で定められていた病気や怪我、その他特別な事由があった際は返還請求を受けない旨、定められているが、職員が現在、全額請求を行っている事案についてこのような事実関係の有無と妥当性の検証がなされているのか明確にして頂きたい。

また私から 2025 年 10 月に池田都城市長宛てに送付した回答依頼書に対する回答書面に記載されている内容には「都城市は無料職業紹介をしていない」、「あくまで求職者に情報提供をただけである」という信じられない回答を正式書面として受け取っているが、本内容に関しても都城市

移住支援制度のリーフレットでは大きく無料職業紹介事業を行っていると強調されており、この点においても実態把握の必要性が高く監査請求の対象としてお願いしたい。宮崎県労働局に確認した所、都城市移住定住サポートセンターは厚生労働省から無料職業紹介を行う為の許認可を受けて無料職業紹介事業を行っている事になっている。[45-地-000007]

最後にこの都城市移住応援給付金交付要綱だが、令和6年度版から令和7年度版で下記部分が改正されている。

令和6年度版：第13条

市長は、次に掲げる移住応援給付金の返還要件に該当すると認めるときは、当該移住応援給付金の交付を受けた者に対し、都城市移住応援給付金返還請求書(様式第12号)により、移住応援給付金の全額又は、一部の返還を請求するものとする。

ただし、雇用企業又は就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

令和7年度版：第13条

市長は、次に掲げる移住応援給付金の返還要件に該当すると認めるときは、当該移住応援給付金の交付を受けた者に対し、都城市移住応援給付金返還請求書(様式第12号)により、移住応援給付金の全額又は、一部の返還を請求するものとする。

ただし、雇用企業又は就業先の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

上記内容の改正において「病気」という文言が削除されている点は本監査請求において、しっかりと調査、実態把握を行う必要があると考える。仮に本当に病気や怪我等があっても、一度就いた就労先にて給付金支給後、一年以内に辞めた場合に全額返還請求が来てしまうという内容とすると強制労働とも言える可能性もあり、移住者の就労上の人権を著しく阻害している可能性もある。無論、都城市の企業側もこのようなルールは把握している為、労働問題を誘発している可能性も否定できない。

これらの点全ては現在までの移住された多くの方々との間で今後労働問題、行政問題、人権問題等、多方面のトラブルを引き起こす可能性と、法的手続きや裁判等を招く可能性もあると考えられ、これらも上記①に該当する都城市の今後見込まれる可能性のある損害や損失として想定でき、現システムや要綱、返還請求等の行政行為の妥当性の検証、改善が急務であり、必要な部分においては本監査請求に基づき、是正を求める。

2 請求人

住 所 都城市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

< 事実証明書目録 >

- 1 令和 7 年度移住応援給付金交付要綱
- 2 令和 6 年度移住応援給付金交付要綱
- 3 池田都城市長宛てに送付した回答依頼書とその回答書面
- 4 都城市移住定住サポートセンターから頂いた企業斡旋のメール文書(氏)

2026 年 6 月 25 日
日

都城市監査委員宛て

追加資料

1. 2025 年 ■月 2 日付け都城市総合政策部・人口対策課からの都城市移住応援給付金返還請求書①と支払い用紙②

→①の書類記載の返還の理由として都城市移住応援給付金交付要綱第 13 条第 1 号ウに該当と記載されているが、エであると思われ、完全に誤った記載をされている。

①のような市長印を押印された書類でこのような文章の誤記載は信じられない。また 2025 年 ■月 26 日に市役所該当課にお伺いして、状況説明をし、その場で対応された 2 名の方(ここでは個人名の開示はしません)から全額返済の対象となる旨を一方的に言われたが、その日から 6 日後(4 営業日)での本書類の作成及び、私共への送達をしてきている為、異常なスピード感での返還請求であり、全く課内協議もされていないと想定され、移住者に対する非常に圧力的且つ、強引な行政行為と言える。支払い期限の設定期日も非常に短い。

②の支払い用紙(発行日：令和 7 年 ■月 2 日)では納付期限令和 7 年 ■月 15 日と設定され、全額の ■■■万円を 13 日後に全額支払えとの通達がなされている。

2. 移住定住サポートセンターの雇用コーディネーター ■氏からのメール③

→既に提出済み資料である都城市に対する回答依頼書に対する回答には無料職業紹介事業をしていない旨と、ただの情報提供との記載があったが、③の内容は完全な職業の斡旋であり、私としては、知らない方からの紹介ではなく、都城市からの強い推薦と斡旋だったからこそ信頼をし、その企業の社長と、指定された期日にて面談を行う事を決めた経緯があり、後に内定を頂き、移住をする最大のきっかけとなった事は間違いない。本内容は都城市が移住支援制度について大きく看板で掲げていた無料職業紹介事業を行っている旨の公文書記載を、都城市自らが否定をしており、公文書の虚偽記載だけに留まらず、隠蔽や改ざんを行っている可能性が在るとも言える内容である。またこの ■氏だが、現在は都城市役所で勤務をしていないのだが、都城市役所秘書広報課経由で人口対策課に連絡を取ってもらい、直接ご相談をしたい旨の連絡をしたが、ものの一時間程度で拒否をされている。この ■氏の一連の行為は、都城市役所職員としての立場だけに留まらず、キャリアコンサルタント国家資格の有資格者としても著しく信頼を欠く行為であり、国家資格の管理団体である特定非営利法人キャリアコンサルティング協議会に相談した所、国家資格の剥奪の可能性もある行為である事を確認済みである。仮にこの方が、しっかりとキャリアコンサルタントとしての役割を最低限、遂行していれば御紹介頂いた企業との間の労働契約書締結までの流れを円滑に進める事ができたはずであり、後の労働トラブル(都城市長に対する回答依頼書参照)や都城市への移住自体を避ける事もできたと考えている為、私共、家族全員がこの不本意且つストレスを受け続ける中で現在もこの都城市での生活を強いられている。

都城市移住応援給付金の交付申請に関する誓約及び同意書

私は、都城市移住応援給付金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

（誓約事項）

- 1 都城市移住応援給付金交付要綱、都城市補助金等交付規則並びに宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領及び宮崎県地域課題解決型起業支援事業実施要領を遵守します。
- 2 都城市移住応援給付金に関する報告及び立入調査について、都城市から求めがあった場合には、それに応じます。
- 3 都城市移住応援給付金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、交付を受けた移住応援給付金の全額を、速やかに都城市に返還します。
- 4 都城市移住応援給付金の申請日から 3 年未満の間に本市以外の市区町村に転出した場合は、交付を受けた移住応援給付金の全額を、速やかに都城市に返還します。
- 5 都城市移住応援給付金の申請日から 1 年以内の間に都城市移住応援給付金交付要綱第 4 条第 1 項第 1 号の要件を満たす職を辞した場合は、交付を受けた移住応援給付金の全額を、速やかに都城市に返還します。
- 6 都城市移住応援給付金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合は、交付を受けた移住応援給付金の全額を、速やかに都城市に返還します。
- 7 都城市移住応援給付金の申請日から 3 年以上 5 年以内の間に本市以外の市区町村に転出した場合は、交付を受けた移住応援給付金の半額を、速やかに都城市に返還します。
- 8 中山間地域等の要件を満たしていたものが、都城市移住応援給付金の申請日から 3 年未満の間に本市の中山間地域等以外に転居した場合は、交付を受けた移住応援給付金のうち 100 万円を、速やかに都城市に返還します。
- 9 中山間地域等の要件を満たしていたものが、都城市移住応援給付金の給付金の申請日から 3 年以上 5 年以内の間に中山間地域等以外に転居した場合は、交付を受けた移住応援給付金のうち 50 万円を、速やかに都城市に返還します。

（同意事項）

都城市が、移住応援給付金に係る私の個人情報について、都城市移住応援給付金の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること及び宮崎県が実施する移住支援金等にかかる事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、宮崎県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

令和 年 月 日

都城市長 宛て

申請者住所
氏名

（署名又は記名押印）

別紙 4

様式第 7 号（第 7 条関係）

年 月 日

様

都城市長

都城市移住応援給付金交付決定通知書

都城市移住応援給付金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住応援給付金を交付することを決定しましたので通知します。

交付決定額 _____ 円

交付条件

- (1) 都城市暴力団排除条例第 5 条に規定する市民等の責務を遵守すること。
- (2) 都城市移住応援給付金交付要綱、都城市補助金等交付規則並びに宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領及び宮崎県地域課題解決型起業支援事業実施要領及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守すること。
- (3) 都城市補助金等交付規則又は都城市移住応援給付金交付要綱に基づく移住応援給付金の返還請求を受けたときは、速やかに返還すること。
- (4) 都城市移住応援給付金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、交付を受けた移住応援給付金の全額を、速やかに都城市に返還すること。
- (5) 都城市移住応援給付金の申請日から 3 年未満の間に本市以外の市区町村に転出した場合は、交付を受けた移住応援給付金の全額を、速やかに都城市に返還すること。
- (6) 都城市移住応援給付金の申請日から 1 年以内の間に都城市移住応援給付金

交付要綱第4条第1項第1号の要件を満たす職を辞した場合は、交付を受けた移住応援給付金の全額を、速やかに都城市に返還すること。

- (7) 都城市移住応援給付金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合は、交付を受けた移住応援給付金の全額を、速やかに都城市に返還すること。
- (8) 都城市移住応援給付金の申請日から3年以上5年以内の間に本市以外の市区町村に転出した場合は、交付を受けた移住応援給付金の半額を、速やかに都城市に返還すること。
- (9) 中山間地域等の要件を満たしていたものが、都城市移住応援給付金の申請日から3年未満の間に本市の中山間地域等以外に転居した場合は、交付を受けた移住応援給付金のうち100万円を、速やかに都城市に返還すること。
- (10) 中山間地域等の要件を満たしていたものが、都城市移住応援給付金の給付金の申請日から3年以上5年以内の間に中山間地域等以外に転居した場合は、交付を受けた移住応援給付金のうち50万円を、速やかに都城市に返還すること。
- (11) 都城市移住応援給付金交付要綱第12条に規定する報告及び立入調査を求められた場合は、速やかに報告及び調査に応じること。